

各種無料相談のお知らせ

月	法律相談 13:00~16:00		税務相談 13:00~16:00	行政相談 9:30~12:00
	司法書士	弁護士		
H24.4月	11日(水)	20日(金)	6日(金)	17日(火)
5月	9日(水)	21日(月)	11日(金)	15日(火)
6月	13日(水)	20日(水)	1日(金)	19日(火)
7月	11日(水)	20日(金)	6日(金)	17日(火)
8月	8日(水)	20日(月)	3日(金)	21日(火)
9月	12日(水)	20日(木)	7日(金)	18日(火)
10月	10日(水)	22日(月)	5日(金)	16日(火)
11月	14日(水)	20日(火)	2日(金)	20日(火)
12月	12日(水)	20日(木)	7日(金)	18日(火)
H25.1月	9日(水)	21日(月)	—	22日(火)
2月	13日(水)	20日(水)	—	19日(火)
3月	13日(水)	21日(木)	—	19日(火)

※会場はいずれも野洲市役所本庁舎1階相談室にて

法律
相談

市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など
弁護士・司法書士による法律相談を無料で行っています。

相談時間：午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内

申込み：事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。

注意：相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

税務
相談

市民の方を対象に国税(所得税・相続税など)に関して
近畿税理士会員による税務相談を無料で行っています。

相談時間：午後1時～午後4時まで 1人(組)30分以内

申込み：事前予約制。前月より電話または、来訪により予約を受け付けます。

注意：相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

行政
相談

市民の方を対象に主に国の事務に関するご意見や苦情に
ついて行政相談員(2名)が相談に応じます。

相談時間：午前9時30分～正午 随時受付

申込み：事前予約は必要ありません。当日、直接会場へお気軽にお越しください。

しごと・くらし
相談

ハローワークと連携し、就職ナビゲーターが就職の
相談に応じます。

相談時間：毎週水曜日 午前10時～午後4時まで 1人1時間以内

申込み：事前予約制。まずは一度ご相談ください。

消費生活
相談

専門相談員が悪質商法や多重債務などのトラブルに
関する相談に随時応じます。まずは、お電話を!

多重債務は必ず解決できます

多重債務整理の4つの方法

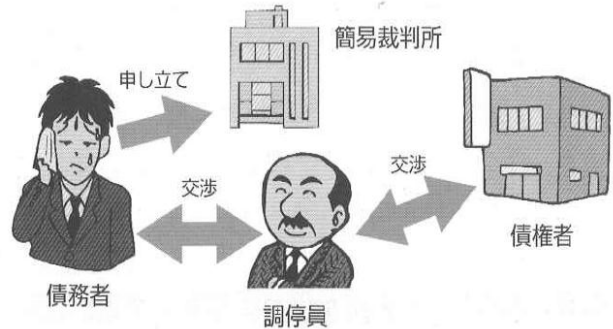
任意整理

債務者の収入や支払い能力に応じて業者と返済方法を話し合います。個人で交渉するのは難しいので、通常は弁護士や司法書士に依頼します。利息制限法に基づいて計算し直すと、借金が減額になったり、払い過ぎたお金が戻ってくることがあります。



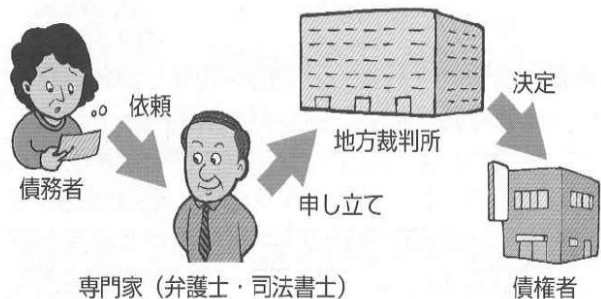
特定調停

簡易裁判所を利用した方法。調停委員が返済方法などの斡旋をしてくれます。法律家に依頼しなくても自分で申立てができるので、費用が数千円程度と安く済みます。ただ、返済計画を守らなければ、財産の差し押さえなどを受けます。



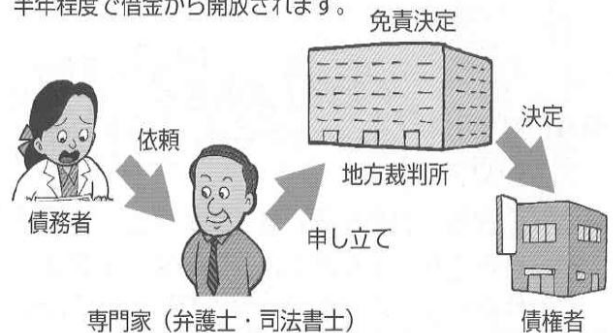
個人民事再生法

今後の安定した収入が見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法。地方裁判所に申し立てをして、借金の一部を3～5年程度で支払うことを条件に、残りのお金を免除してもらいます。借金の大幅な減額が可能で、住宅を失わずに債務整理をすることも可能です。



自己破産

多額の借金を抱えた人の最後の救済手段。地方裁判所に申し立てをして、資産をお金に換えて借金を返し、それでも残った分については全額免除（免責）してもらいます。借金の原因がギャンブルなどでなければ、裁判所に免責が認められ、半年程度で借金から開放されます。



あなたは多重債務で悩んでいた、あなたの周りに借金で困っている人はいませんか？
どんなに多額の借金を抱えていても、必ず解決します。
悩みは一人で抱えず、市民生活相談室にご相談ください。

～各種相談に関するお問い合わせ先～ 秘密厳守

野洲市 市民部 市民生活相談室

電話：077-587-6063（直通） FAX：077-586-3677

野洲市小篠原 2100 番地 1（野洲市役所本庁舎内）

月曜日から金曜日（休業日は除く）午前8時30分から午後5時15分

住民相談に関する相談機関の紹介等も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。